

「体罰，セクシュアル・ハラスメント，いじめ相談窓口」設置要綱

東広島市立平岩小学校

（設置）

第1条 校務運営規程 第18条第2項に基づき，「体罰，セクシュアル・ハラスメント，いじめ相談窓口」（ひらいわ こころの相談室）を設置する。

（担当者の構成）

第2条 当該相談窓口は管理職を含む複数の教職員が担当するものとし，男性職員及び女性職員で構成する。

（業務内容）

第3条 担当者は，次の業務を遂行する。

- 1 教職員及び児童生徒から，体罰及びセクシュアル・ハラスメント，いじめ等に係る相談を受け付ける。
- 2 相談を受けた者は，速やかに校長へ報告するとともに，他への守秘を厳守する。
- 3 校長は，相談の報告を受けた場合，速やかに事実を確認し，市教育委員会学事課への報告等，必要な措置を講ずるものとする。

（その他）

第4条 この要項に定めるもののほか，当該相談窓口の運営等について必要な事項は，校長が定める。

附 則 この要綱は，平成30年4月1日から施行する。